資料－４　◆いじめ初期対応の基本的な流れ　さ 最悪の事態を想定して　し 慎重に　す 素早く　せ 誠意をもって　そ 組織を挙げて対応する

担任用チェック

発見（把握）

□ **日常観察をして発見します（ちょっとしたことを見逃していませんか）**

個人レベル
□服装　□顔色、元気さ　□体の不調
□一人の行動　□過度の笑顔
↓ ↑
学級レベル
□悪口　□冷やかす　□かげ口
□無視　□はやしたてる　□物がなくなる
□集団からの孤立　□閉鎖的な小集団
↓ ↑
学校レベル
□他教員、養護教諭の情報　□相談BOX

□ **いじめ発見のチェックポイントを活用します**

□ **生活（いじめ）アンケート、実態調査等の実施（学期毎）**

【アンケートから】
・いじめがある
・いじめを見たことがある
・担任に相談したいことがある
・相談できる人がいない
・相談できる人は○○先生

学年主任等

報告　報告　報告　報告

1つ以上にチェックが入った

・本人からの申し出
・他児童生徒からの情報
・保護者からの訴え、地域からの情報

対応

□ **管理職、生徒指導主任等に事実、結果を報告する**

指示

□ **指示を受け、事実確認をする**

□ **担任が全員と面談**　OR　□ **複数で分担して個別面談**

□ **いじめのレベルはどのぐらいですか**

1　1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等

2　数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視

3　レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある

4　長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討

5　万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦　ＰＴＳＤ

些細なトラブル、けんか、言い合いが子どもの成長に欠かせない場合もあります。
→【偶発、単発、一時的、継続していない】場合は、レベル1の対応を行います。

□ **教師のいじめを見て見ぬふり対応**

▲机がわずかに離されている　▲他の子の発言をくすくす笑う　▲舌打ちをする　▲注意すると他の子もやっている言い訳をする　▲誰も話しかけない　▲グループ作業で「なんでこいつがいるんだ」と声に出す　▲遊びに入れてもらえない等々→これらの状況を放っておくことは、「言っても、やっても大丈夫」というルールを教師が認めたことになります。

＜指導の仕方例＞
●行為をしたか、しないかの一点を明確にし●クラス全員を味方につけつつ指導します。
Ｔ：「次郎君、机を隣につけなさい」（次郎嫌な顔をして嫌々つける）
Ｔ：「次郎君、立ちなさい。今、あなたは、とても嫌そうに机をつけようとしました」
Ｔ：「自分が同じようにされたら嫌だと思う人、手を上げなさい」（皆、手をあげる）
Ｔ：「次郎君、ご覧なさい。みんないけないと言っていますよ。隣の子に謝りなさい」
Ｔ：「机をちょっと離すことも立派ないじめなのです」

ポイント、留意点

●**小さな危機を見逃していませんか。いじめを見て見ぬふり対応**をしていませんか。（ただ様子を見る＝いじめを育てる）
○児童生徒、保護者からの訴えを真摯に傾聴します。
●訴えには**「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」**決意とメッセージを伝える必要があります。
×あなたにも問題があるね
×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの
×もっと強くなりなさい
×そのような事実は見あたりません
（ダメな対応例）
○いじめ（生活）アンケート、いじめ発見のチェックポイント等を作成し活用します。
●訴え、申し出があった**その日に行動**します。（いじめがレベル2以上の場合は、必ず管理職に報告します）
○学期毎(始め)の教育相談週間にいじめアンケート調査を位置づけておくと面談が実施しやすくなります。
○緊急の対応が必要な場合、全員との面談を躊躇しません。
○アンケートで「相談できる先生は○○先生」と答えた場合「○○先生」が面談します。
●**管理職のﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟを発揮する（責任を負う）**担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出します。

●**面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート**
○被害者へ→丁寧にじっくりと話を聴く。本人の要望も聴きます。
○加害者へ→いじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮し聴きます。いい訳、ごまかしは許しません。
●双方から聴き取る際、**いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふうに感じたか**シート等に記入しながら具体的に聴きます。
○5W1Hを意識し事実の正確な全体像を把握します。

●記録したシートに基づき事実の経過に沿って情報を共有します（**憶測、推測を入れない**）
○被害者、加害者の理解（強み、資源、苦戦状況、判断）
●**いじめを確実に止める**
被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。
●**毅然とした対応**とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をするとではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応するということです。

学校用チェック

ğĈčĖ	対 応 の 流 れ	教 職 員 等 の 動 き
□	**1　いじめ情報のキャッチ（認知）**	担任 ← 情報 ← 教職員　保護者等
□	**2　報告** ・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告	担任 → 報告 → 学年主任 担任 → 報告 → 生徒指導主任 管理職 生徒指導主任 管理職 → 指示 → 担任 報告 担任 ⇒ 些細なﾄﾗﾌﾞﾙは即指導
	1日目に対応（その日に）	
□	**3　事実関係の正確な把握 情報収集** ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童生徒、教職員からの情報収集	いじめと認知、判断した時 → 報告（連絡） → 関係教職員 関係教職員 → 事情聴取 → いじめられた子へ 関係教職員 → 事情聴取 → いじめた子へ 情報の突き合わせ、報告 関係教職員 ⇔ 報告、指示 ⇔ 管理職 管理職 → 指示 → 担任 管理職 → 指示 → 生徒指導主任 いじめられた子の保護者「本人が嫌がることをされていて心配なんです」 いじめた子の保護者「人の嫌がるようなことをやっていて心配なんです」 保護者への連絡を早急に行い、学校が一丸となって対応策を考えること、明日以降、面談、連絡等を密に対応することを伝える 生徒指導主任 資料作成 チーム会議の招集
	遅くとも3日目までに対応	
□	**4　問題状況の把握理解** ・緊急度に応じて3，4，5を同時に行う ・早期の危機介入	チーム会議①（いじめ問題対策委員会） 管理職　担任　学年主任　生徒指導主任　養護教諭　相談担当 ＜目　的＞ ●ｱｾｽﾒﾝﾄ(見立て)による指導・援助方針の共有 ●指導・援助体制をつくる
□	**5　サポートチームの構築**	■誰が、誰に、いつまでに、何をするか ■すぐ行うこと、中・長期目標 ■保護者への対応 誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う